

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
広域廃棄物処理事業協議会各自治体の債務負担行為の額の算出基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下総称して「7自治体」といい、個別に「各自治体」という。）が、（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業（以下「本事業」という。）を実施するために、各自治体の債務負担行為の額を算出するうえで、必要な事項を定めるものとする。

(各自治体の債務負担行為の額の算出基準)

第2条 各自治体の債務負担行為の額は、次の各号に掲げるところにより算出する。なお、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。

(1) 各自治体（窓口自治体を除く。）の債務負担行為の額は、次の計算式により算出する。

$$\text{各自治体（窓口自治体を除く。）が設定する債務負担行為の額} = \\ (\text{本事業の債務負担行為の額の総額} - \text{交付金}) \times \text{当該自治体の負担割合}$$

(2) 窓口自治体の債務負担行為の額は、建設費の一部について、窓口自治体が交付金を受給する場合を想定し、次の計算式により算出する。

$$\text{窓口自治体の債務負担行為の額} = \\ (\text{本事業の債務負担行為の額の総額} - \text{交付金}) \times \text{当該自治体の負担割合} \\ + \text{窓口自治体を務める各年度の交付金の合計額}$$

(3) 窓口自治体は、令和2年度までは木更津市、令和3年度からは富津市とする。

(4) 各自治体は、（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想に基づき、令和9年度における当該自治体の年間計画処理量に応じて、次の計算式により各自治体の負担割合を定める。なお、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した値とする。

$$\text{各自治体の負担割合} = \frac{\text{令和9年度における各自治体の年間計画処理量}}{\text{令和9年度における7自治体の年間計画処理量}} \times 100$$

上記の計算式によって得られる各自治体の負担割合を、下表のとおり定める。

負担者	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	鴨川市	南房総市	鋸南町
負担割合 (%)	37.91	18.87	11.57	15.59	7.98	6.60	1.48

2 本事業の債務負担行為の額の総額は、建設費のうち交付金を財源とする部分及び運営期間中に支払う処理委託料（建設費のうち民間資金調達分の元利を含む）の合計とする。

（その他）

第3条 本事業の供用開始後、各自治体がＳＰＣに支払う処理委託料については、本事業の事業契約書において定める。

附 則

この規程は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。